

平成28年度
福崎町健全化判断比率及び
資金不足比率審査意見書

福 崎 町 監 査 委 員

福監第21372号
平成29年8月24日

福崎町長 橋本省三様

福崎町監査委員 鳥岡照義

福崎町監査委員 松岡秀人

平成28年度福崎町各会計決算に基づく健全化判断比率
及び資金不足比率審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により、審査に付された平成28年度の決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査した結果、次のとおり意見を提出します。

平成28年度 健全化判断比率審査意見

第1 審査の対象

健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

第2 審査の期間

平成29年8月10日

第3 審査の方法

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、一般会計、特別会計及び公営企業会計に係る決算の審査対象とされた書類、地方財政状況調査表、公債台帳、交付税台帳、設立法人等財務諸表その他の関係書類を照合し、その適正性について審査しました。

第4 審査の結果

審査に付された健全化判断比率は法令の規定に従って適正に算定されていました。また、算定の基礎となる事項を記載した書類は適正に作成されているものと認めました。

1 実質赤字比率

実質赤字が発生しなかったため算出されませんでした。

2 連結実質赤字比率

実質赤字及び資金不足が発生しなかったため算出されませんでした。

3 実質公債費比率

12.0%で、早期健全化基準の25.0%を下回っています。

4 将来負担比率

143.6%で、早期健全化基準の350.0%を下回っています。

第5 審査の意見

健全化判断比率のうち、実質公債費比率は0.1ポイント、将来負担比率は10.3ポイント、いずれの数値も前年度より改善されています。また、いずれの指標も早期健全化基準を下回っており、本町の各指標は良好であるといえます。

しかしながら、当町においては、現在、福崎駅周辺整備事業を継続しており、また、可燃ごみ処理施設の問題や学校施設の改修など、大規模事業の実施を計画しなければならない状況にあることから、今後、これらの数値の上昇が想定されます。事業実施にあたっては、それぞれの比率を念頭に置きながら進めてください。また、今後も健全かつ長期にわたり持続可能な財政運営を進めてください。

第6 健全化判断比率の状況

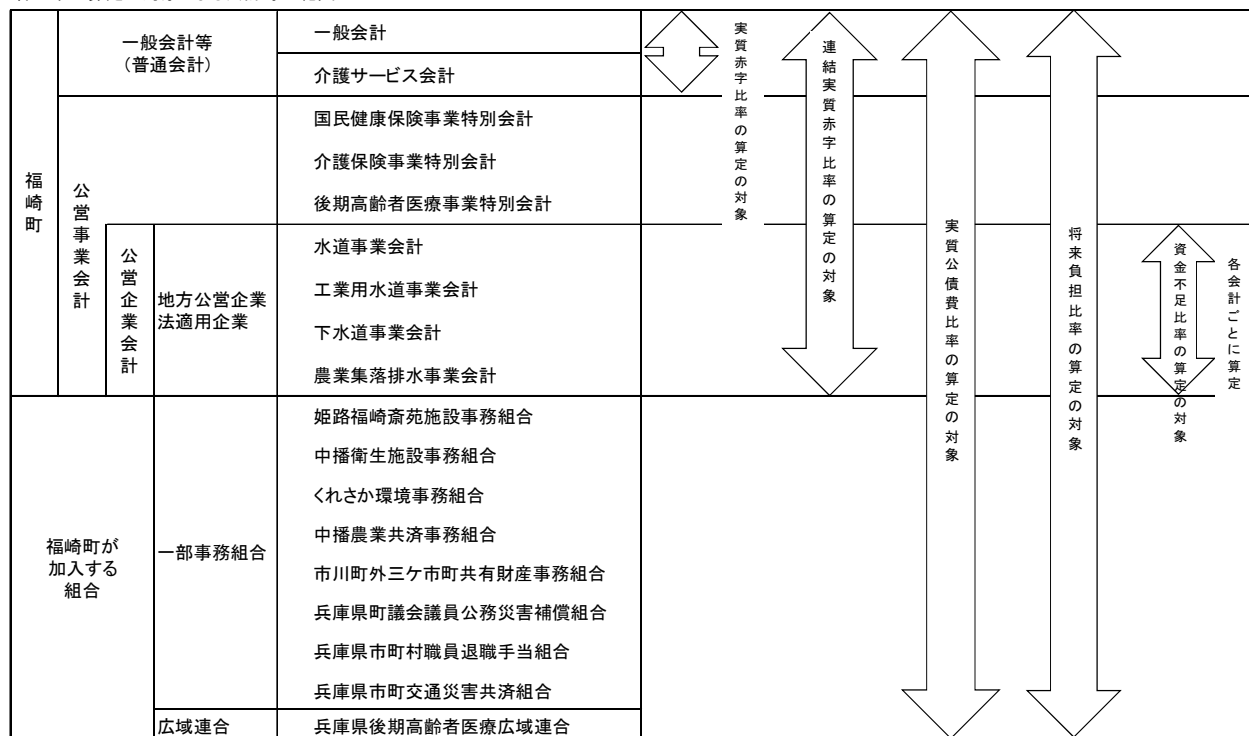
各比率の推移は、次のとおりです。

(単位: %)

健全化判断比率	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	—	—	—	—	14.83	20.00
連結実質赤字比率	—	—	—	—	—	19.83	30.00
実質公債費比率	12.1	11.7	11.9	12.1	12.0	25.0	35.0
将来負担比率	132.0	121.5	153.4	153.9	143.6	350.0	—

各比率の算定の対象となる会計等の範囲は、次のとおりです。

各比率の算定の対象となる会計等の範囲



平成 24 年度以降の実質赤字比率の推移は、次のとおりです。

実質赤字比率

(単位 千円、%)

区分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
実質赤字額 [= a1 + a2 + a3 + a4] A	△ 160,678	△ 181,674	△ 182,685	△ 152,089	△ 86,395
繰上充用額 a1	△ 166,844	△ 185,668	△ 195,837	△ 211,199	△ 136,715
支払繰延額 a2					
事業繰越額 a3	6,166	3,994	13,152	59,110	50,320
標準財政規模 B	4,994,469	5,109,645	5,034,772	5,152,454	5,264,279
A/B × 100	△ 3.21	△ 3.55	△ 3.62	△ 2.95	△ 1.64
実 質 赤 字 比 率	—	—	—	—	—
早 期 健 全 化 基 準	15.00	15.00	14.98	14.90	14.83
財 政 再 生 基 準	20.00	20.00	20.00	20.00	20.00

平成 24 年度以降の連結実質赤字比率の推移は、次のとおりです。

連結実質赤字比率

(単位 千円、%)

区 分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
連結実質赤字額 [=a1+a2-a3-a4] A	△ 1,058,053	△ 953,830	△ 725,821	△ 1,162,265	△ 1,340,870
実質赤字合計額 a1					
資金不足額合計額 a2					
実質黒字額合計額 a3	270,279	235,054	192,110	224,341	203,036
資金余剰額合計額 a4	787,774	718,776	533,711	937,924	1,137,834
標準財政規模 B	4,994,469	5,109,645	5,034,772	5,152,454	5,264,279
A/B × 100	△ 21.18	△ 18.66	△ 14.41	△ 22.55	△ 25.47
連 結 実 質 赤 字 比 率	—	—	—	—	—
早 期 健 全 化 基 準	20.00	20.00	19.98	19.90	19.83
財 政 再 生 基 準	35.00	35.00	35.00	35.00	35.00

平成 24 年度以降の実質公債費比率の推移は、次のとおりです。

実質公債費比率

(単位 千円、%)

区分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
地方債の元利償還金 [= a1-a2-a3] A	826,743	822,319	847,800	847,640	872,177
一般会計等に係る公債費 a1	856,922	822,319	847,800	847,640	872,177
繰上償還額及び借換債を 財源として償還した額 a2	30,179	0	0	0	0
満期一括償還地方債の 元金の償還額 a3	—	—	—	—	—
地方債償還に充当される特定 財源 B	15,034	14,504	16,626	13,009	10,374
公債費充当一般財源等額 A-B	811,709	807,815	831,174	834,631	861,803
地方債の準元利償還金 C	451,890	516,287	551,379	540,435	533,106
元利償還金・準元利償還金に 係る基準財政需要額*算入額 D	778,128	813,077	860,680	863,402	879,213
単年度実質公債費比率算定式 の分子 A+C-B-D	485,471	511,025	521,873	511,664	515,696
標準財政規模 E	4,994,469	5,109,645	5,034,772	5,152,454	5,264,279
単年度実質公債費比率算定式 の分母 E-D	4,216,341	4,296,568	4,174,092	4,289,052	4,385,066
単年度実質公債費比率 (A+C-B-D) / (E-D)	11.51404	11.89380	12.50267	11.92954	11.76028
実 質 公 債 費 比 率 (直近3箇年平均値)	12.1	11.7	11.9	12.1	12.0
早 期 健 全 化 基 準	25.0	25.0	25.0	25.0	25.0
財 政 再 生 基 準	35.0	35.0	35.0	35.0	35.0

平成 24 年度以降の将来負担比率の推移は、次のとおりです。

将来負担比率

(単位 千円、%)

区 分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
将来負担額 [= a1+a2+a3+a4+a5+a6+a7+a8] A	18,523,323	18,966,361	20,045,506	20,338,460	20,447,968
当年度末一般会計等地方債 現在高 a1	9,472,178	9,631,659	10,263,198	10,766,172	11,204,478
債務負担行為に基づく 支出予定額 a2	2,347	1,440	1,069	705	349
公営企業債等繰入見込額 a3	7,242,130	7,701,305	8,339,519	8,298,528	8,009,760
組合等の地方債の元金償還に 充てる本町の負担等見込額 a4	312,679	239,244	163,357	107,382	88,328
退職手当負担見込額 a5	1,493,989	1,392,713	1,278,363	1,165,673	1,145,053
設立法人の負債額等に係る 一般会計等の負担見込額 a6	—	—	—	—	—
連結実質赤字額 a7	—	—	—	—	—
組合等の連結実質赤字額のうち 一般会計等の負担見込額 a8	—	—	—	—	—
充当可能基金額 B	1,900,072	2,313,012	2,012,953	2,017,539	2,130,833
充当可能特定収入 C	212,357	204,159	188,391	166,566	136,423
地方債現在高に係る 基準財政需要額算入見込額 D	10,843,530	11,228,263	11,437,133	11,551,615	11,881,458
実質的な将来負担額 A-B-C-D	5,567,364	5,220,927	6,407,029	6,602,740	6,299,254
町民一人当たりの実質的な将来負担額 (単位：円)	284,878	271,796	332,522	344,251	329,683
標準財政規模 E	4,994,469	5,109,645	5,034,772	5,152,454	5,264,279
元利償還金・準元利償還金に係る 基準財政需要額算入額 F	778,128	813,077	860,680	863,402	879,213
将来負担比率算定式の分母 E-F	4,216,341	4,296,568	4,174,092	4,289,052	4,385,066
将来負担比率 (A-B-C-D)/(E-F)	132.0%	121.5%	153.4%	153.9%	143.6%
早期健全化基準	350.0%	350.0%	350.0%	350.0%	350.0%

平成28年度 資金不足比率審査意見

第1 審査の対象

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

第2 審査の期間

平成29年8月10日

第3 審査の方法

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、各公営企業会計（地方公営企業法を適用していない農業集落排水事業会計及び公共下水道事業会計を含む）に係る決算の審査対象とされた書類を照合し、その適正性について審査しました。

第4 審査の結果

審査に付された資金不足比率は法令の規定に従って適正に算定されていました。また、算定の基礎となる事項を記載した書類は適正に作成されているものと認めました。

各公営企業会計について資金不足の状況をみると、次のとおりとなっています。

							(単位:%)
会計名		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	経営健全化基準
水道事業会計		—	—	—	—	—	20.0
工業用水道事業会計		—	—	—	—	—	
下水道事業会計	公共下水道事業会計	—	—	—	—	—	
	農業集落排水事業会計	—	—	—	—	—	

(注) 資金不足がない場合、資金不足比率は算出されません。

(注) 地方財政状況調査にあわせて、下水道事業会計を公共下水道事業会計と農業集落排水事業会計にわけています

水道事業会計、工業用水道事業会計、公共下水道事業会計及び農業集落排水事業会計のいずれにおいても資金不足が発生しなかったため、資金不足比率は算出されませんでした。

第5 各会計の資金不足比率

各会計の資金不足比率の推移は次のとおりです。

地方公営企業法適用会計

1 水道事業会計

(単位:千円、%)

区分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
資金不足額 [= a 1-a 2-a 3+a 4 -(a5-a6+a7)-a8]	△ 735,867	△ 659,779	△ 709,276	△ 804,487	△ 894,490
流動負債 a 1	18,876	4,943	24,028	27,663	43,734
控除地方債等 a 2					16,677
控除引当金等 a 3					3,600
算入地方債 a 4	0	0	0	0	0
流動資産 a 5	754,743	664,722	733,304	832,150	917,637
控除財源 a 6					0
貸倒引当金 a 7					310
解消可能資金不足額 a 8	0	0	0	0	0
事業の規模 B	302,117	294,913	291,503	296,185	300,824
A/B×100	△ 243.5	△ 223.7	△ 243.3	△ 271.6	△ 297.3
資金不足比率	—	—	—	—	—
経営健全化基準	20	20	20	20	20

2 工業用水道事業会計

(単位:千円、%)

区分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
資金不足額 [= a 1-a 2-a 3+a 4 -(a5-a6+a7)-a8]	△ 51,907	△ 58,997	△ 78,606	△ 82,001	△ 83,458
流動負債 a 1	322	482	713	784	7,084
控除地方債等 a 2					1,187
控除引当金等 a 3					747
算入地方債 a 4	0	0	0	0	0
流動資産 a 5	52,229	59,479	79,319	82,785	88,608
控除財源 a 6					0
貸倒引当金 a 7					0
解消可能資金不足額 a 8	0	0	0	0	0
事業の規模 B	21,185	22,509	27,910	23,727	23,323
A/B×100	△ 245.0	△ 262.1	△ 281.6	△ 345.6	△ 357.8
資金不足比率	—	—	—	—	—
経営健全化基準	20	20	20	20	20

3 下水道事業会計

(1) 公共下水道事業会計

(単位:千円、%)

区分		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
資金不足額 [= a 1- a 2- a 3+ a 4 -(a5-a6+a7)-a8]	A	-	-	-	-	△ 146,747
流動負債	a 1					407,607
控除地方債等	a 2					362,398
控除引当金等	a 3					2,741
算入地方債	a 4					0
流動資産	a 5					188,840
控除財源	a 6					0
貸倒引当金	a 7					375
解消可能資金不足額	a 8					0
事業の規模	B					259,385
A/B×100						△ 56.5
資金不足比率						-
経営健全化基準						20

(2) 農業集落排水事業会計

(単位:千円、%)

区分		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
資金不足額 [= a 1- a 2- a 3+ a 4 -(a5-a6+a7)-a8]	A	-	-	-	-	△ 13,139
流動負債	a 1					142,268
控除地方債等	a 2					140,251
控除引当金等	a 3					318
算入地方債	a 4					0
流動資産	a 5					14,726
控除財源	a 6					0
貸倒引当金	a 7					112
解消可能資金不足額	a 8					0
事業の規模	B					50,322
A/B×100						△ 26.1
資金不足比率						-
経営健全化基準						20

下水道事業会計は平成 28 年度から地方公営企業法を適用したので、平成 27 年度以前の特別会計と単純比較することができません。

参考として、平成 27 年度までの資金不足比率は次のとおりです。

地方公営企業法非適用会計
1 公共下水道事業特別会計

(単位:千円、%)

区分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
資金不足額 [= a 1+ a 2- a 3- a 4] A	0	0	0	△ 44,240	—
歳出額 a 1	1,181,577	961,385	1,195,305	1,052,632	
算入地方債現在高 a 2	0	0	0	0	
歳入額 a 3	1,181,577	961,385	1,195,305	1,096,872	
解消可能資金不足額 a 4	0	0	0	0	
事業の規模 B	154,957	167,464	166,321	206,514	
A/B×100	0.0	0.0	0.0	△ 21.4	
資金不足比率	—	—	—	—	
経営健全化基準	20	20	20	20	

2 農業集落排水事業特別会計

(単位:千円、%)

区分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
資金不足額 [= a 1+ a 2- a 3- a 4] A	0	0	0	△ 10,596	—
歳出額 a 1	255,834	463,982	254,171	236,926	
算入地方債現在高 a 2	0	0	0	0	
歳入額 a 3	255,834	463,982	254,171	247,522	
解消可能資金不足額 a 4	0	0	0	0	
事業の規模 B	0	53,596	54,169	54,030	
A/B×100	0.0	0.0	0.0	△ 19.6	
資金不足比率	—	—	—	—	
経営健全化基準	20	20	20	20	